

令和8年第157回
香美町議会（定例会）議案書

令和8年2月25日

香 美 町

令和8年第157回香美町議会(定例会)議案目次

- 議案第 1号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて(令和7年度香美町一般会計補正予算(第7号))
- 議案第 2号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて(令和7年度香美町一般会計補正予算(第8号))
- 議案第 3号 辺地総合整備計画(奥佐津辺地)を策定することについて
- 議案第 4号 辺地総合整備計画(相谷辺地)を策定することについて
- 議案第 5号 辺地総合整備計画(新屋辺地)を策定することについて
- 議案第 6号 令和7年度香美町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第 7号 令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 8号 令和7年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 9号 令和7年度香美町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第10号 令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計補正予算(第3号)
- 議案第11号 令和7年度香美町水道事業企業会計補正予算(第4号)
- 議案第12号 令和7年度香美町下水道事業企業会計補正予算(第3号)
- 議案第13号 令和8年度香美町一般会計予算
- 議案第14号 令和8年度香美町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第15号 令和8年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議案第16号 令和8年度香美町介護保険事業特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度香美町財産区特別会計予算
- 議案第18号 令和8年度香美町町立地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度香美町公立香住病院事業企業会計予算
- 議案第20号 令和8年度香美町水道事業企業会計予算
- 議案第21号 令和8年度香美町下水道事業企業会計予算
- 議案第22号 令和8年度香美町国民宿舎事業企業会計予算
- 議案第23号 香美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第24号 香美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第25号 香美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第26号 香美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第27号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第28号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第29号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第30号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第31号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第32号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第33号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第34号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第35号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第37号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第38号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第39号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第40号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第41号 香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第42号 債権を放棄することについて

議案第43号 債権を放棄することについて

議案第44号 香美町区集会所条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第45号 香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第46号 香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第47号 香美町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第48号 香美町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を定めることについて

議案第49号 香美町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を定めることについて

ついて

議案第50号 香美町御殿山公園条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第51号 香美町瀬川平ガーデンバレイ「但馬高原植物園－瀬川平－」条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第52号 一日市区公民館の指定管理者の指定について

議案第53号 香住自治区公民館の指定管理者の指定について

議案第54号 森会館の指定管理者の指定について

議案第55号 下浜区公会堂の指定管理者の指定について

議案第56号 香美町西下岡公民館の指定管理者の指定について

議案第57号 香美町入江公園の指定管理者の指定について

議案第58号 香美町新屋農村公園の指定管理者の指定について

議案第1号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

令和7年度香美町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

香美町一般会計予算について、予算執行の過程において補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分したものについて報告し、承認を求めるものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

令和7年度香美町一般会計補正予算（第7号）について、町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

香美町長 浜 上 勇 人

令和7年度香美町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度香美町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,607,960千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日専決

香美町長 浜 上 勇 人

（一般会計）

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		907,481	22,725	930,206
	3. 委託金	184,077	22,725	206,802
歳入	合計	17,585,235	22,725	17,607,960

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,308,040	22,725	4,330,765
	4. 選挙費	58,953	22,725	81,678
歳出合計		17,585,235	22,725	17,607,960

議案第2号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

令和7年度香美町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

香美町一般会計予算について、予算執行の過程において補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分したものについて報告し、承認を求めるものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

令和7年度香美町一般会計補正予算（第8号）について、町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年2月4日

香美町長 浜 上 勇 人

令和7年度香美町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度香美町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,698,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月4日専決

香美町長 浜 上 勇 人

（一般会計）

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,776,519	90,700	1,867,219
	1. 基金繰入金	1,776,519	90,700	1,867,219
歳入	合計	17,607,960	90,700	17,698,660

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		1,810,171	90,700	1,900,871
	2. 道路橋梁費	672,560	90,700	763,260
歳出合計		17,607,960	90,700	17,698,660

議案第3号

辺地総合整備計画（奥佐津辺地）を策定することについて

奥佐津辺地に係る公共的施設の総合的な整備を行うにあたり、別紙のとおり辺地総合整備計画（奥佐津辺地）を策定するものとする。

よって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

奥佐津辺地において公共的施設を整備するにあたり、辺地総合整備計画を策定するものである。

総合整備計画

兵庫県美方郡香美町香住区 奥佐津辺地

(辺地の人口 129人 面積 26.1km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
- 香美町香住区畑地区
 - 香美町香住区三川地区
 - 香美町香住区土生地区
 - 香美町香住区本見塚地区
- (2) 地域の中心の位置
- 香美町香住区土生字梨ノ木168番地
- (3) 辺地度数
- 194点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は本町東部に位置する4地区で構成する56世帯129人の地域で、豊岡市との市町境にある。このうち畑地区及び三川地区は、本辺地の西部に位置し、いずれも一般県道三川下岡線沿いに居住地を形成している。

本辺地の給水区域は、畑水系、大槻水系、三川水系、土生水系及び本見塚水系の5つの水系で構成されており、平成29年4月1日に上水道事業へ統合された簡易水道事業であった水道施設である。

畑水系は、地下水を原水とし、畑浄水場において急速ろ過方式で浄水処理を行い、給水区域内に配水を行っているところであるが、当該浄水場の浄水濁度計は耐用年数が経過し、更新する必要があるが生じている。

三川水系は、地下水を原水とし、塩素滅菌方式で浄水処理を行い、三川配水池から給水区域内に配水を行っているところであるが、当該配水池の配水流量計は耐用年数が経過し、更新する必要があるが生じている。

このため、地域住民への安全かつ安定した水道水の供給を図るため、老朽化した設備を更新する。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度の1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設 (旧畑簡)	香美町	7,300	3,700	3,600	3,600

易水道整備事業)					
飲用水供給施設 (旧三川簡易給水整備事業)	香美町	1,700	900	800	800
合 計		9,000	4,600	4,400	4,400

議案第4号

辺地総合整備計画（相谷辺地）を策定することについて

相谷辺地に係る公共的施設の総合的な整備を行うにあたり、別紙のとおり辺地総合整備計画（相谷辺地）を策定するものとする。

よって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

相谷辺地において公共的施設を整備するにあたり、辺地総合整備計画を策定するものである。

総合整備計画

兵庫県美方郡香美町香住区 相谷辺地
 (辺地の人口 73人 面積 4.0km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 香美町香住区相谷地区
- (2) 地域の中心の位置 香美町香住区相谷字金山127番地の1
- (3) 辺地度点数 172点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、本町の東端に位置する28世帯73人の集落で、豊岡市と接している。また、日本海に面し、急峻な湾と岬が入り組んだ山陰海岸国立公園内に位置しており、主要地方道香美久美浜線沿いに居住地を形成している。

【飲用水供給施設】

相谷集落を給水区域とする相谷水系は、平成29年4月1日に上水道事業へ統合された簡易水道事業であった水道施設である。

相谷水系では、地下水を原水とし、急速ろ過方式により浄水処理を行い、相谷配水池へ送水し、給水区域内に配水を行っているところであるが、当該浄水場の計測設備は耐用年数が経過し、浄水濁度計を更新する必要があるが生じている。

このため、地域住民への安全かつ安定した水道水の供給を図るため、老朽化した設備を更新する。

【下水処理施設】

相谷浄化センターは、相谷集落を処理区域とするコミュニティプラント事業で整備した下水処理施設である。

平成13年4月に供用開始した当該下水処理施設は、老朽化が進んでおり、特に機械設備のうち流量調整ポンプ及び脱臭ファンは耐用年数が経過し、更新する必要があるが生じている。

このため、地域住民の快適な生活環境の保全を図るため、老朽化した設備を更新する。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度の1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	

飲用水供給施設 (旧相谷簡易水道整備事業)	香美町	7,200	3,600	3,600	3,600
下水処理施設 (相谷浄化センター整備事業)	香美町	4,400	0	4,400	4,400
合計		11,600	3,600	8,000	8,000

議案第 5 号

辺地総合整備計画（新屋辺地）を策定することについて

新屋辺地に係る公共的施設の総合的な整備を行うにあたり、別紙のとおり辺地総合整備計画（新屋辺地）を策定するものとする。

よって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

新屋辺地において公共的施設を整備するにあたり、辺地総合整備計画を策定するものである。

総合整備計画

兵庫県美方郡香美町小代区 新屋辺地

(辺地の人口 101人 面積 8.7km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 香美町小代区新屋地区
- (2) 地域の中心の位置 香美町小代区新屋761番地
- (3) 辺地度点数 124点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、本町の南西部に位置する47世帯101人の集落であり、令和2年の国勢調査での高齢化率は56.7%と非常に高い集落である。

香美町小代南部健康高原専用水道施設は、南部健康高原コテージ、炊事棟、管理棟及び尼崎市立美方高原自然の家並びに既設配水管から給水が可能な一般住宅に給水を行う専用水道施設である。

当施設は原水の塩素消毒のみの施設であり、現時点ではクリプトスポリジウムは検出されていない状況であるが、クリプト指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌が検出されており、早急にクリプト対策を行う必要が生じている。

このため、施設利用者等への安全かつ安定した水道水の供給を図るため、クリプト対策の設備を整備する。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度の1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーション施設 (小代南部健康高原専用水道整備事業)	香美町	120,562	0	120,562	120,500
合計		120,562	0	120,562	120,500

令和7年度香美町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度香美町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430,012千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,128,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜 上 勇 人

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町 税		1,657,000	12,800	1,669,800
	1. 町 民 税	702,200	12,800	715,000
2. 地 方 譲 与 税		172,251	△4,000	168,251
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	84,000	△4,000	80,000
4. 配 当 割 交 付 金		16,000	6,000	22,000
	1. 配 当 割 交 付 金	16,000	6,000	22,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		27,000	6,000	33,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,000	6,000	33,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		29,000	5,000	34,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	29,000	5,000	34,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		429,000	△8,000	421,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	429,000	△8,000	421,000
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		28,000	△5,000	23,000
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	28,000	△5,000	23,000
11. 地 方 交 付 税		6,915,916	198,055	7,113,971
	1. 地 方 交 付 税	6,915,916	198,055	7,113,971
15. 国 庫 支 出 金		1,365,062	△5,675	1,359,387
	1. 国 庫 負 担 金	714,885	759	715,644
	2. 国 庫 補 助 金	644,666	△6,434	638,232
16. 県 支 出 金		930,206	55,004	985,210
	1. 県 負 担 金	366,866	△1,039	365,827

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 県補助金	356,538	56,043	412,581
17. 財産収入		26,351	6,686	33,037
	1. 財産運用収入	22,860	5,114	27,974
	2. 財産売却収入	3,491	1,572	5,063
18. 寄附金		1,338,058	30,495	1,368,553
	1. 寄附金	1,338,058	30,495	1,368,553
19. 繰入金		1,867,219	119,300	1,986,519
	1. 基金繰入金	1,867,219	119,300	1,986,519
21. 諸収入		600,028	6,147	606,175
	2. 町預金利子	812	1,638	2,450
	4. 雑入	565,806	4,509	570,315
22. 町債		1,672,000	7,200	1,679,200
	1. 町債	1,672,000	7,200	1,679,200
歳入	合計	17,698,660	430,012	18,128,672

(一般会計)

(一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,330,765	69,167	4,399,932
	1. 総務管理費	4,065,196	69,167	4,134,363
3. 民生費		3,547,978	4,528	3,552,506
	1. 社会福祉費	2,517,521	1,862	2,519,383
	2. 児童福祉費	1,030,337	2,666	1,033,003
4. 衛生費		1,197,141	210,758	1,407,899
	1. 保健衛生費	919,843	213,311	1,133,154
	2. 清掃費	277,298	△2,553	274,745
6. 農林水産業費		830,233	56,516	886,749
	1. 農業費	534,880	56,501	591,381
	3. 水産業費	75,867	15	75,882
7. 商工費		1,316,502	11,130	1,327,632
	1. 商工費	1,316,502	11,130	1,327,632
8. 土木費		1,900,871	78,271	1,979,142
	1. 土木管理費	103,216	6,262	109,478
	2. 道路橋梁費	763,260	74,000	837,260
	4. 住宅費	73,381	△21,500	51,881
	6. 都市計画費	674,717	△491	674,226
	7. 水道費	148,419	20,000	168,419

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		670,573	△358	670,215
	1. 消 防 費	670,573	△358	670,215
歳 出	合 計	17,698,660	430,012	18,128,672

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算システム開発事業費	3,916千円
		標準準拠システム導入事業費	77,110千円
		地域振興対策費	39,377千円
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興対策事業費	56,430千円
	2 林業費	町単独治山事業費	7,000千円
7 商工費	1 商工費	地域活性センター費	53,590千円
8 土木費	2 道路橋梁費	町道新設改良事業費(社会資本整備総合交付金分)	31,946千円
		町道新設改良事業費(単独分)	46,900千円
		町道新設改良事業費(道路メンテナンス事業分)	10,700千円
	3 河川費	河川維持費(一般経常費)	79,800千円
9 消防費	1 消防費	消防施設整備費	3,000千円
10 教育費	2 小学校費	香住区小学校等再編準備事業費	2,661千円

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位: 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
ジオパークと海の文化館整備事業 急傾斜地崩壊対策事業	31,300 4,700	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	公的資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借換えすること ができる。	32,800 10,400	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ

令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度香美町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,366,229千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		329,345	△4,519	324,826
	1. 国民健康保険税	329,345	△4,519	324,826
3. 県支出金		1,528,057	600	1,528,657
	1. 県負担金	1,528,057	600	1,528,657
5. 繰入金		157,222	8,973	166,195
	1. 他会計繰入金	149,791	4,519	154,310
	2. 基金繰入金	7,431	4,454	11,885
歳入合計		2,047,314	5,054	2,052,368

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		1,402,603	600	1,403,203
	1. 療養諸費	1,193,206	600	1,193,806
3. 国民健康保険事業費納付金		529,168	0	529,168
	1. 医療給付費分	357,443	0	357,443
	2. 後期高齢者支援金等分	127,317	0	127,317
	3. 介護納付金分	44,408	0	44,408
7. 諸支出金		19,223	4,454	23,677
	1. 償還金及び還付加算金	2,202	4,454	6,656
歳出	合計	2,047,314	5,054	2,052,368

第 1 表 歳入予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		26,053	△43	26,010
	2. 他会計繰入金	22,585	△43	22,542
7. 県支出金		0	43	43
	1. 県補助金	0	43	43
歳入合計		48,200	0	48,200

第 1 表 歳入予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県支出金		1,320	86	1,406
	1. 県補助金	1,320	86	1,406
5. 繰入金		22,109	△86	22,023
	2. 他会計繰入金	20,533	△86	20,447
歳入合計		34,234	0	34,234

第 1 表 歳入予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		54,758	△43	54,715
	2. 他会計繰入金	42,781	△43	42,738
7. 県支出金		0	43	43
	1. 県補助金	0	43	43
歳入	合計	147,593	0	147,593

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		10,962	684	11,646
	1. 基金繰入金	10,962	684	11,646
7. 県支出金		0	86	86
	1. 県補助金	0	86	86
歳入合計		83,064	770	83,834

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		70,943	0	70,943
	1. 施設管理費	70,406	0	70,406
2. 医療費		10,531	770	11,301
	1. 医療費	10,531	770	11,301
歳出	合計	83,064	770	83,834

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	一般管理費（一般経常費）	9,625千円

議案第 8 号

令和 7 年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度香美町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,484 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 375,965 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（後期高齢者医療保険事業特別会計）

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		6,600	△4,848	1,752
	1. 国庫補助金	6,600	△4,848	1,752
4. 繰入金		88,579	△4,863	83,716
	1. 一般会計繰入金	88,579	△4,863	83,716
5. 繰越金		1	837	838
	1. 繰越金	1	837	838
6. 諸収入		8,087	1,390	9,477
	3. 雑入	6,985	1,390	8,375
歳入合計		383,449	△7,484	375,965

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		23,426	△3,027	20,399
	2. 徴収費	21,408	△3,027	18,381
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		358,923	△4,457	354,466
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	358,923	△4,457	354,466
歳出	合計	383,449	△7,484	375,965

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	2 徴収費	徴収費	8,374千円

第3表 債務負担行為補正

1. 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
標 準 準 拠 シ ス テ ム 導 入 事 業	令和8年度	31,567千円	補正前と同じ	28,303千円

令和7年度香美町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度香美町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,582,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		561,861	4,004	565,865
	1. 一般会計繰入金	462,398	4,004	466,402
9. 諸収入		22,769	1,377	24,146
	2. 雑入	22,767	1,377	24,144
歳入合計		2,577,462	5,381	2,582,843

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		97,411	1,377	98,788
	1. 総務管理費	44,440	1,377	45,817
2. 保険給付費		2,179,276	0	2,179,276
	1. 介護サービス等諸費	1,982,893	△400	1,982,493
	2. 介護予防サービス等諸費	74,461	400	74,861
3. 地域支援事業費		217,158	4,004	221,162
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	94,078	4,004	98,082
歳出	合計	2,577,462	5,381	2,582,843

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事業費	8,439千円

第3表 債務負担行為補正

1. 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
標 準 準 拠 シ ス テ ム 導 入 事 業	令和8年度	54,545千円	補正前と同じ	50,666千円

令和7年度 香美町公立香住病院事業企業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）		（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(1) 病院事業				
イ 年間患者数	入院	13,870 人	△ 2,870 人	11,000 人
	（一日平均）	38 人	△ 8 人	30 人
	外来	53,330 人	△ 8,330 人	45,000 人
	（一日平均）	220 人	△ 34 人	186 人
(2) 介護老人保健施設事業				
イ 年間利用者数	入所	15,800 人	△ 400 人	15,400 人
	（短期を含む）			
(3) 訪問看護ステーション事業				
ア 年間利用者数		3,000 人	△ 600 人	2,400 人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	

第1款	病院事業収益	1,348,762千円	△ 36,319千円	1,312,443千円
第1項	医業収益	1,139,232千円	△ 165,170千円	974,062千円
第2項	医業外収益	209,519千円	128,851千円	338,370千円
第2款	介護老人保健施設収益	231,542千円	26,979千円	258,521千円
第1項	事業収益	193,000千円	△ 4,040千円	188,960千円
第2項	事業外収益	38,531千円	31,019千円	69,550千円
第3款	訪問看護ステーション収益	35,852千円	1,217千円	37,069千円
第1項	事業収益	24,160千円	△ 4,830千円	19,330千円
第2項	事業外収益	11,681千円	6,047千円	17,728千円
第4款	居宅介護支援事業収益	4,854千円	9千円	4,863千円
第2項	事業外収益	52千円	9千円	61千円
	[合 計]	1,621,010千円	△ 8,114千円	1,612,896千円

	(科 目)	(既決予定額) 支	(補正予定額) 出	(計)
第1款	病院事業費用	1,346,728千円	△ 10千円	1,346,718千円
第2項	医業外費用	24,863千円	△ 10千円	24,853千円
	[合 計]	1,668,468千円	△ 10千円	1,668,458千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額65,465千円」を「不足する額63,305千円」に、「当年度分損益勘定留保資金65,465千円」を「当年度分損益勘定留保資金63,305千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額) 支	(補正予定額) 出	(計)
第1款	資本的支出	238,624千円	△ 2,160千円	236,464千円
第3項	投資	5,400千円	△ 2,160千円	3,240千円

(一時借入金の補正)

第5条 予算第6条中「500,000千円」を「600,000千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「295,588千円」を「445,588千円」に改める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

令和7年度 香美町水道事業企業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度香美町水道事業企業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度香美町水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 主な建設改良事業	配水設備費	66,725 千円	△ 15,000 千円	51,725 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条中「35,000千円」を「5,000千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<u>収入</u>	第1款 水道事業収益	592,814 千円	△ 14,000 千円	578,814 千円
	第2項 営業外収益	224,128 千円	△ 14,000 千円	210,128 千円
<u>支出</u>	第1款 水道事業費用	650,614 千円	△ 14,000 千円	636,614 千円
	第1項 営業費用	618,316 千円	△ 30,000 千円	588,316 千円
	第2項 営業外費用	31,997 千円	16,000 千円	47,997 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<u>収入</u>	第1款 資本的収入	300,300 千円	△ 15,000 千円	285,300 千円
	第1項 企業債	214,900 千円	△ 15,000 千円	199,900 千円
<u>支出</u>	第1款 資本的支出	459,367 千円	△ 15,000 千円	444,367 千円
	第1項 建設改良費	245,659 千円	△ 15,000 千円	230,659 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	214,900千円	証書借入	5.0%以内	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	199,900千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
水道施設等整理事業	35,000千円				5,000千円			
合計	249,900千円				204,900千円			

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「92,020千円」を「112,020千円」に改める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜 上 勇 人

令和7年度 香美町下水道事業企業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度香美町下水道事業企業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度香美町下水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入	第1款 下水道事業収益	1,379,077 千円	△ 407 千円	1,378,670 千円
	第2項 営業外収益	1,036,238 千円	△ 407 千円	1,035,831 千円
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出	第1款 下水道事業費用	1,261,606 千円	△ 407 千円	1,261,199 千円
	第1項 営業費用	1,130,032 千円	△ 407 千円	1,129,625 千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第9条中「675,705千円」を「675,298千円」に改める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜 上 勇 人